

# 「資料 政・経 2017」 追録

2017年9月1日発行  
東学(株)

- |   |                       |   |
|---|-----------------------|---|
| ① | 2017年のおもな出来事          | 1 |
| ② | 改正組織的犯罪処罰法が成立         | 2 |
| ③ | 天皇譲位特例法が成立            | 4 |
| ④ | 核兵器禁止条約が国連で採択         | 5 |
| ⑤ | 2017(平成29)年度一般会計歳入・歳出 | 6 |
| ⑥ | 北朝鮮のミサイル問題            | 7 |
| ⑦ | 加計学園の学部新設問題           | 8 |
| ● | 訂正のお知らせ               | 8 |

## ① 2017年のおもな出来事

( )内は追録のページ

月日	ことがら
1月20日	アメリカの実業家ドナルド・トランプ(70歳)が第45代米大統領に就任
◇	文部科学省が元幹部の再就職を組織的に斡旋したとして、事務次官ら7人を処分
31日	検察サイト「グーグル」で表示される逮捕歴を削除することの是非が問われた裁判で最高裁は削除を認めない決定を下した
2月14日	北朝鮮の金正恩(キム・ジョンウン)朝鮮労働党委員長の兄の金正男(キム・ジョンナム)がマレーシアの空港で暗殺される
3月15日	GPS(全球測位システム)端末で居場所を把握する捜査について、最高裁が「令状なしは違法」との判断
23日	大阪市の学校法人「森友学園」への国有地売却問題で衆参予算委員会が証人喚問
27日	栃木県那須町のスキー場で雪崩、登山講習参加中の高校生と教諭の計8人が死亡
◇	2017年度予算が参院本会議で可決成立。一般会計総額は前年度当初比0.8%増の97兆4,547億円と過去最大(p.6)
29日	英国のメイ首相が欧州連合(EU)に対し離脱を通告。2019年3月末までに離脱協定の合意を目指す
31日	政府は福島原発事故で出されていた福島県浪江町・飯館村・川俣町の避難指示を解除、富岡町は4月1日
◇	韓国検察が朴槿恵(パク・クネ)前大統領を収賄などの容疑で逮捕。韓国での大統領経験者の逮捕は22年ぶり3人目
4月10日	国立社会保障・人口問題研究所が2065年の推計人口を8,808万人と発表。15年の3割減、高齢者割合は38%に
5月7日	フランス大統領に39歳のマクロン、親EU路線を維持
9日	韓国大統領に革新派の文在寅(ムン・ジェイン)、北朝鮮との関係改善に意欲
27日	南スーダンPKOに派遣されていた陸上自衛隊の最後の部隊が帰国し活動終了
31日	アフガニスタンの首都カブールで自爆テロ、死者90人以上
—	2016年の日本人出生数が初めて100万人の台を割り込んだ。合計特殊出生率は1.44で2年ぶり微減

月日	ことがら
6月5日	サウジアラビアがカタールとの国交断絶を発表。エジプト、アラブ首長国連邦(UAE)なども続く
6日	関西電力が高浜原発3号機(福井県)を再稼働。国内の稼働原発は5基に
9日	天皇陛下の退位を実現する特例法が成立(p.4)
◇	イギリス総選挙でメイ首相の与党・保守党が過半数割れ
12日	乗客106人が死亡したJR福知山線脱線事故で業務上過失致死傷罪で強制起訴されたJR西日本の歴代社長3人の無罪が確定
15日	テロ等準備罪の創設を柱とした改正組織的犯罪処罰法が成立(p.2)
7月2日	東京都議選で自民党が歴史的な大敗、小池百合子都知事率いる「都民ファーストの会」が第1党に
5日	九州北部で豪雨、福岡・大分両県で甚大な被害
◇	日本と欧州連合(EU)が経済連携協定(EPA)交渉で大枠合意
8日	国連で核兵器禁止条約を採択、日本は参加せず(p.5)
13日	中国の民主化を訴えて投獄されていたノーベル平和賞受賞者・劉曉波が死去、61歳
17日	中国海警局の公船2隻が青森沖領海内に侵入
20日	日本銀行が「物価上昇率2%」の達成見通しを1年先延ばし。6度目の先送り
23日	秋田で大雨、2万人超に避難指示
24日	消費者庁の新拠点「消費者行政新未来創造オフィス」が徳島県庁内に設置される
27日	民進党の蓮舫代表が辞任表明
◇	連合が「残業代ゼロ法案」を条件付きで容認する方針の撤回を正式決定
28日	福田防衛大臣がPKO日報問題の特別防衛監察結果を公表し辞任
—	2016年の日本人の平均寿命は女性87.14歳、男性80.98歳、いずれも過去最高
8月1日	インターネット上の仮想通貨「ビットコイン」が二つに分裂
3日	第三次安倍第三次改造内閣発足
18日	スペインで連続テロ、バルセロナでは暴走車が繁華街に突入り死者14人
29日	北朝鮮が弾道ミサイルを発射。ミサイルが日本上空を通過するのは5回目(p.7)

## ② 改正組織的犯罪処罰法の成立

犯罪を計画段階から処罰するテロ等準備罪(いわゆる共謀罪)の創設を柱とした改正組織的犯罪処罰法が6月15日、成立した。

同法案は、犯罪を実行に移した段階から処罰する日本の刑事法の原則を大きく変える内容で、過去3回廃案になった。政府は今回、「テロ対策」を強調し、国際組織犯罪防止条約の締結に不可欠だと説明。対象範囲を「組織的犯罪集団」に限定したとして「一般人は対象外」と主張してきた。

しかし、衆参両院の委員会審議で、テロ対策の有効性や必要性の根拠が揺らぎ、処罰や捜査の対象もあいまいさが浮き彫りになった。国連の特別報告者も「プライバシーや表現の自由を制約するおそれがある」と懸念を表明し、民進、共産、自由、社民の野党4党などが廃案を求めている。

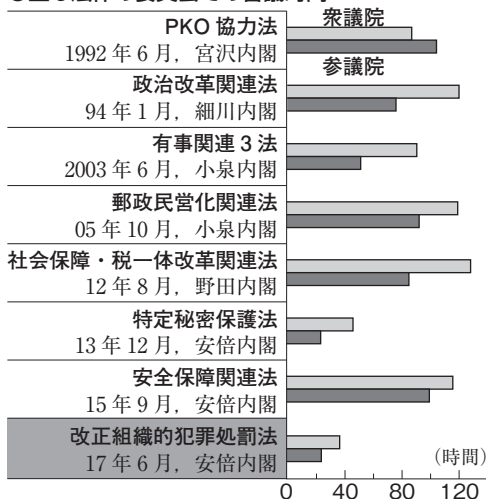
(「朝日新聞」2017.6.16)

### ◆議論深まらないいま

同法は、与党が委員会採決を省略する「中間報告」という異例の手続きで本会議採決に踏み切ったことにより、審議時間は過去の重要法案と比べても不十分のまま終わった。改正法の関係条文は抽象的で難解なため、国会審議の答弁で分かりやすい説明が必要だったが、政府の答弁には曖昧なものもあり、議論が深まらなかった。

法案審議の焦点は、テロ等準備罪で処罰される

### ●主な法律の委員会での審議時間



※年月と内閣は法律成立時。審議時間は参考人質疑などを含める



「人」の範囲だった。テロ等準備罪は組織的犯罪集団の構成員以外にも適用される場合があるにもかかわらず、政府の答弁は誤解を招いた。安倍首相が「テロ等準備罪は、その主体が組織的犯罪集団に限定されている」(5月29日の参院本会議)と明言したため。

この答弁が軌道修正されたのは、参院審議の終盤になってからだ。6月8日の参院法務委員会で、金田法相は「組織的犯罪集団と関わりのある周辺者」が重大犯罪の計画に加わった場合も処罰されると明言。法務省の林刑事局長は例として、暴力団の地上げ計画に協力する不動産会社社長を挙げたが、委員会審議は13日を最後に打ち切れられ、「周辺者」の具体例の議論は深まりを欠いた。

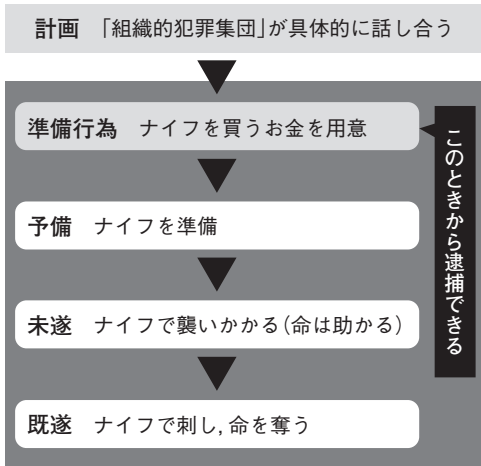
法成立後、金田法相は「運用の段階に入ったら、

### ●「テロ等準備罪」対象犯罪の内訳(計277罪)

「テロの実行」 110
組織的殺人／現住建造物等放火／ハイジャック／サリン散布／流動食品への毒物混入など
「薬物」 29
覚せい剤、ヘロイン、コカイン、大麻の密輸・譲渡など
「人身に関する搾取」 28
人身売買／集団密航者の不法入国／強制労働／臓器売買など
「その他資金源」 101
組織的詐欺・恐喝／通貨偽造／有価証券偽造／マネーロンダリング(資金洗浄)など
「司法妨害」 9
偽証／組織的犯罪の証拠隠滅／逃走援助など

## ●テロ等準備罪(共謀罪)のイメージ

殺人事件の場合



制度内容を分かりやすく周知していくという努力が大事だ」と記者団に述べた。だが、与党内からは「中間報告は乱暴なやり方だ」との懸念(けんねん)の声が出ている。

### ◆適用には高いハードル

現行の法制度では、テロを計画する組織があっても、計画・準備段階で直接、取り締まる規定はない。武器などを調達していれば、銃刀法などを適用できるが、未然に防ぐことは難しいケースも多い。

テロ等準備罪は、テロ組織などの「組織的犯罪集団」が2人以上で、組織的殺人などの重大犯罪を計画し、準備行為を行えば、計画に加わった全員を処罰することができる。成立によって国際組織犯罪防止条約の締結が可能になり、海外捜査機関との捜査協力が加速するという利点もある。

海外では、捜査機関がテロを未然に防いだ例がある。2015年11月のパリ同時テロでは、仏捜査当局が、裁判所の許可がいない「行政傍受」や令状なしの捜査、身体拘束を駆使して、「第2のテロ」を防いだ。

対テロ捜査は「時間との闘い」といわれるが、警察幹部の一人は「テロ等準備罪だけで、テロを防ぐことができるわけではない」と指摘する。

令状主義の日本では、捜査や逮捕などの強制捜査に踏み切る場合、裁判所の令状が必要だ。テロ等準備罪では、対象組織がテロを計画していることに加え、資金や物品の調達など準備段階に入っていることも、証拠とともに裁判官に示さなければならない。

難易度が高い捜査になるが、テロ等準備罪は通信傍受法の対象ではなく、通信傍受はできない。尾行(びょうこう)や周辺捜査など地道な捜査が必要になる。捜査幹部

## ●「共謀罪」で指摘される違憲性

憲法の条文(抜粋)	違憲と指摘される根拠
13条 幸福追求の権利は、最大の尊重を必要とする 個人情報を守る「プライバシー権」の根拠条文ともされる	共謀を立証するため市民生活を監視する捜査が横行しかねない
19条 思想及び良心の自由は侵してはならない 心の中で何を考えても構わない「内心の自由」を保障	外からは分からない合意内容を処罰するため、国家が内心に立ち入ることに
21条 集会、結社その他一切の表現の自由は保障する 自分の思想や主張を、外に向かって自由に発表する権利	米軍基地建設反対などの市民活動が処罰対象になりかねない
31条 法律の手続きによらなければ刑罰を科せられない 何をすれば処罰されるのか、あらかじめ法律で示しておく	犯罪実行前の合意を処罰するため、処罰対象が不明確

は「緻密な証拠固めが必要で、検察と慎重に協議をしていくことになるだろう。適用するのは簡単ではない」と話す。(『読売新聞』2017.6.16)

### ●本法に反対する人たちの意見

- ・一般人は対象外としているが、一般人かどうかを決めるのは政府であり、誰でも捕まるおそれがある。
- ・社会の監視の目が厳しくなる。
- ・警察による過剰な捜査が行われるおそれがある。
- ・プライバシーが侵害されるおそれがある。

### ●本法に賛成する人たちの意見

- ・一般人は対象外なので、自分たちが捕まる事はない。
- ・地下鉄サリン事件のようなケースを未然に防ぐ事ができる。
- ・東京オリンピックも近付いており、テロ対策のためにも必要。
- ・反対する人は、やましい事がある人たちだ。

### ③ 天皇讓位特例法が成立

天皇陛下の讓位を実現する特例法が6月9日の参議院本会議で可決、成立した。昨年8月の天皇陛下によるお気持ちの表明を受け、政府は当初、陛下の公務負担軽減について成年皇族が国事行為を代行する「摂政」での対応を検討したが、最終的に讓位を可能とする特例法が国会で成立した。これまで125代に及ぶ歴代天皇のほぼ半数が讓位を行ってきた。もっとも近い例は江戸時代後期の第119代光格天皇(1771～1840)の讓位(1817年)で、約200年ぶり。天皇陛下は昭和64年1月7日、昭和天皇の崩御に伴い即日、55歳で皇位を継承された。

特例法は讓位に関する日程に関し、公布(6月16日)から3年以内に皇室会議を経て政令で定めると規定する。これを受け、政府は皇室会議を開き、国事行為である「剣璽等承継の儀」(三種の神器等引き継ぎ)や「即位後朝見の儀」(三種の長らの初拝謁)などの日程を閣議決定する。

政府は国民生活への影響を最小限とするため、平成31(2019)年元日から新元号にする方針だが、平成31年4月1日の新年度からを望む声も根強い。政府は、平成30年暮れに「剣璽等承継の儀」を行い、平成31年秋に、皇位継承を内外に示す国事行為「即位礼正殿の儀」(即位の儀)と、重要儀礼である「大嘗祭」(天皇即位後初めて行う新嘗祭)を執り行う方向で検討を進めているが、天皇陛下や皇族のご意向を受け、大幅に前倒しされる可能性もある。

天皇陛下の讓位後の称号は「上皇」、皇后陛下は「上皇后」となり、上皇の敬称は「陛下」とし、葬儀や陵墓は「天皇の例による」とした。上皇は再び皇位につく資格や、摂政の就任資格は有しない。宮内庁には上皇職を置く。

皇位継承順位1位となる秋篠宮さまは「皇嗣」とするが称号は定めず、引き続き秋篠宮家の当主となる。呼称は「秋篠宮皇嗣殿下」となる見通し。待遇は皇太子と同等となり、「東宮職」の代わりに「皇嗣職」が新設され、皇族費も現行の3倍の9150万円に増額される。

特例法に合わせて「国民の祝日法」も改正され、讓位後は2月23日が「天皇誕生日」(祝日)となり、12月23日は祝日ではなくなる。

### ◆天皇陛下のお気持ち

昨年8月に天皇陛下が国民に向けて発表されたお言葉の表題は、「象徴としてのお務めについて」述べられたものであって「高齢化社会における在任期間」について述べられたものではない。「即位以来、私は国事行為を行うと共に、日本国憲法下で象徴と位置づけられた天皇の望ましい在り方を、日々模索し」てきたと語られた上で、「既に八十を越え、幸いに健康であるとは申せ、次第に進む身体の衰えを考慮する時、これまでのように、全身全霊をもって象徴の務めを果たしていくことが、難しくなるのではないかと案じています」と問題を提起され、「高齢化に伴う対処の仕方が、国事行為や、その象徴としての行為を限りなく縮小していくことには、無理がある」と、「摂政を置くことでは象徴の務めを果たすことはできない」とし、「これからも皇室がどのような時にも国民と共にあり、相たずさえてこの国の未来を築いていけるよう、そして象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続いていくことをひとえに念じ、ここに私の気持ちをお話いたしました。国民の理解を得られることを、切に願っています」と結ばれている。

これは、平成の天皇として模索し実践してきた象徴天皇のあり方を、公務縮小・軽減や摂政という空白や中断を挟まず、この先も継続させていくにはどうすべきか、政府と国民に考えてほしいと問いかけたものである。

### ◆政府の対応

しかし、政府の対応は天皇陛下のお言葉に込めるものではなかった。政府が設置した有識者会議は、そもそも名称が「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」であって、今年4月に提出された最終報告書では、退位制度の手続きに重点が置かれて「象徴のあり方」についてはほとんど触れず、公務軽減対策については「速やかな検討が必要」としながら期限も方向性も打ち出していない。

また野党が、皇室典範を改正して恒久的な退位制度の検討を求めたのに対し、安倍首相は「国会の議論の場でお言葉を引用することについては非常に慎重でなければならない」として一代限りの特例という形で処理した。

こうして天皇陛下が提起された「象徴のありかた」や「象徴天皇制の安定的な維持・継続」をめぐる本質的な議論はスルーされてしまったのだ。

#### 4 「核兵器禁止条約」が国連で採択

国連本部で7月7日、核兵器禁止条約が圧倒的多数の賛成で成立した。条約は核兵器の保有・配備や使用、実験などを幅広く禁じている。1945年の日本への原爆投下後、核兵器を違法とする条約が国連で採択されるのは初めて。

採決では国連加盟国の3分の2近い122カ国が賛成、オランダが反対、シンガポールは棄権した。オランダはアメリカの「核の傘」に頼る北大西洋条約機構(NATO)の一員で、核兵器禁止条約と核拡散防止条約(NPT)の内容が衝突した場合、「核兵器の使用を禁じていないNPTの取り決めが優先する」ことを核兵器禁止条約に明記するよう求めたが主張が通らず反対票を投じた。また、シンガポールは「NPTなど他の条約を崩すものであってはならない」として棄権した。

米露英仏中などの核保有国や北朝鮮は交渉をボイコットし、日本などアメリカの「核の傘」に入る国々もオランダを除いて参加しなかった。米英仏は条約について、「国際安全保障の現実を全く無視している」「核抑止の政策と整合性がない」「北朝鮮による核開発の脅威に対する解答策にはならない」などと、署名や批准、締結をするつもりがないと表明している。

一方で日本は、唯一の戦争被爆国として核廃絶を訴え続けてきたが、日本の安全保障をアメリカの核抑止力に頼り、北朝鮮が核・ミサイル開発を加速させる中、「核の傘」の重要性が以前にも増して強調されているため、核兵器禁止条約は基本的に相容れないとして反対の立場を表明し不参加となった。

#### ●「核兵器禁止条約」への各国の対応

参加(主な国)

賛成 122カ国  
メキシコ  
オーストリア  
エジプト  
南アフリカ  
スウェーデン  
など

反対 1 オランダ

棄権 1 シンガポール

不参加

核保有国  
アメリカ  
ロシア  
イギリス  
フランス  
中国

事実上の核保有国  
インド  
パキスタン  
イスラエル  
北朝鮮

米国の「核の傘」に依存  
日本  
ドイツ  
韓国  
オーストラリア  
など

#### ◆まず規範を作る

最後まで(禁止されずに)残った大量破壊兵器の核兵器を禁じる条約がやっとできた。条約の存在自体が規範となる。条約に加わらない核保有国の核兵器を廃絶する拘束力はないし、どんな規範にも従わない者はいる。しかし、規範を作ることが重要だ。生物兵器や化学兵器の禁止条約の例を見れば分かる。まず規範を作る。次に廃絶が続く。禁止されなければ廃絶しようという機運は高まらない。

禁止条約がすべてを解決するわけではない。しかし、禁止条約は多くの国にとって、核軍縮というパズルの中で欠けていた一片だ。核拡散防止条約は「保有国が核軍縮を進めるから、非保有国は核兵器を取得しない」という「取引」と言える。だが、発効して47年、望ましい結果をもたらさなかった。禁止条約で我々は「核なき世界」を作り、維持することを目指す。多くの国が禁止条約を履行することでNPT体制の足りない部分を補強できるのだ。世界情勢は変わる。NPTもフランスや中国が参加するまでに20年以上かかった。「核の傘」に依存する国々の一部は近い将来、禁止条約に参加する可能性がある。

(トマス・ハイノツィ『毎日新聞』2017.7.12)

#### ◆米国屈従でいいのか

そもそも平和とは何か?最低限、戦争がない状態です。それにはどうしたらいいでしょうか。一つは、強い国にひたすら屈従すること。もう一つは、こちらが防衛の準備をすること。日本は敗戦後、前者を選び、実質、米国の保護領としてやってきました。

その判断の根底には、米国の「核の傘」に対する信頼があります。でも、この傘はとうの昔に破れ傘になっている。北朝鮮のような国が大陸間弾道ミサイル(ICBM)や潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)の発射を可能にすれば、米国は日本を守れません。

核拡散防止条約(NPT)も破れています。条約は核保有国に対して核軍縮に励むことを義務付けていますが、オバマ政権は核兵器の性能強化のために30%も核予算を増やしました。NPTには脱退を認める条項もある。北朝鮮は脱退した上で核開発をしており、国際法上は何ら問題がないこととなります。

仮に世界中の核兵器が廃絶されるとします。実はその瞬間が最も恐ろしい。核の知識そのものは消えないからです。どこかの国や集団が核武装したら、世界中の覇権を握ることになる。広島、長崎の悲劇を二度とやらせないと思うのは正しい。問題はやらせないにはどうすればいいか。文明の不可逆性を無視して「核をやめましょう」と言うのはあまりに脳天気です。

(西部邁『東京新聞』2017.8.5)

## 5 2017(平成29)年度一般会計歳入・歳出

		2017年度(A)		2016年度(B)		増減 (A)-(B) (億円)	伸び率 $\frac{(A)-(B)}{(B)}$ ×100(%)
		金額 (億円)	構成比 (%)	金額 (億円)	構成比 (%)		
歳入予算	租税及印紙収入	577,120	59.2	558,600	55.7	18,520	3.3
	官業益金及官業収入	438	0.0	447	0.0	△ 9	△ 2.0
	政府資産整理収入	2,541	0.3	3,179	0.3	△ 638	△ 20.1
	雑収入	50,194	5.2	46,673	4.7	3,521	7.5
	公債金	343,698	35.3	390,346	38.9	△ 46,648	△ 12.0
	前年度剰余金受入	556	0.1	2,975	0.3	△ 2,419	△ 81.3
	計	974,547	100.0	1,002,220	100.0	△ 27,673	△ 2.8
	歳出予算(目的別)	1. 国家機関費	46,667	4.8	50,974	5.1	△ 4,307
皇室費		62	0.0	68	0.0	△ 6	△ 8.8
国会費		1,394	0.1	1,369	0.1	25	1.8
選挙費		2	0.0	537	0.1	△ 535	△ 99.6
司法、警察及び消防費		15,397	1.6	16,335	1.6	△ 938	△ 5.7
外交費		7,242	0.7	9,370	0.9	△ 2,128	△ 22.7
一般行政費		14,466	1.5	15,211	1.5	△ 745	△ 4.9
徴税費		7,957	0.8	7,938	0.8	19	0.2
貨幣製造費		147	0.0	148	0.0	△ 1	△ 0.7
2. 地方財政費		156,525	16.1	154,280	15.4	2,245	1.5
3. 防衛関係費		51,372	5.3	52,479	5.2	△ 1,107	△ 2.1
4. 国土保全及び開発費		60,633	6.2	75,510	7.5	△ 14,877	△ 19.7
5. 産業経済費		27,630	2.8	38,672	3.9	△ 11,042	△ 28.6
農林水産業費		14,541	1.5	17,539	1.8	△ 2,998	△ 17.1
商工鉱業費		10,512	1.1	18,157	1.8	△ 7,645	△ 42.1
運輸通信費		1,875	0.2	2,170	0.2	△ 295	△ 13.6
物資及び物価調整費		703	0.1	806	0.1	△ 103	△ 12.8
6. 教育文化費		51,455	5.3	55,659	5.6	△ 4,204	△ 7.6
学校教育費		39,139	1.0	41,410	4.1	△ 2,271	△ 5.5
社会教育及び文化費		1,442	0.1	1,684	0.2	△ 242	△ 14.4
科学振興費		10,871	1.1	12,266	1.2	△ 1,395	△ 11.4
災害対策費		4	0.0	298	0.0	△ 294	△ 98.7
7. 社会保障関係費		329,279	33.8	331,792	33.1	△ 2,513	△ 0.8
社会保険費		246,138	25.3	242,699	24.2	3,439	1.4
生活保護費		29,211	3.0	28,796	2.9	415	1.4
社会福祉費		32,394	3.3	35,645	3.6	△ 3,251	△ 9.1
住宅対策費		1,506	0.2	1,918	0.2	△ 412	△ 21.5
失業対策費		184	0.0	247	0.0	△ 63	△ 25.5
保健衛生費		6,072	0.6	7,136	0.7	△ 1,064	△ 14.9
試験研究費		670	0.1	737	0.1	△ 67	△ 9.1
災害対策費		29	0.0	1,500	0.1	△ 1,471	△ 98.1
その他		13,076	1.3	13,115	1.3	△ 39	△ 0.3
8. 恩給費		2,938	0.3	3,410	0.3	△ 472	△ 13.8
文官恩給費		88	0.0	101	0.0	△ 13	△ 12.9
旧軍人遺族等恩給費		2,705	0.3	3,144	0.3	△ 439	△ 14.0
その他		145	0.0	165	0.0	△ 20	△ 12.1
9. 国債費	235,285	24.1	223,352	22.3	11,933	5.3	
10. 熊本地震復旧等予備費	0	0.0	2,737	0.3	△ 2,737	△ 100.0	
11. 予備費	3,500	0.4	3,000	0.3	500	16.7	
12. その他	9,264	1.0	10,355	1.0	△ 1,091	△ 10.5	
計	974,547	100.0	1,002,220	100.0	△ 27,673	△ 2.8	

(注) 2017年度は当初予算、2016年度は補正後。△はマイナス。

(財務省資料より作成)

## 6 北朝鮮のミサイル問題

北朝鮮が8月29日に発射した中距離弾道ミサイルは北海道の襟裳岬上空の宇宙空間を通過して太平洋に落下した。幸い、陸上・海上ともに被害はなかったが、国連安保理決議に違反する暴挙である。安倍首相は、「これまでにない深刻かつ重大な脅威であり、地域の平和と安全を著しく損なう」と非難する声明を発表した。

### ◆日本を実験場にするな

ミサイルは約14分間飛行し、太平洋に落下した。事前通告はなかった。

発射から約4分後、政府は12道県に対し、全国瞬時警報システム（Jアラート）により速報を流した。東日本各地で早朝、列車の運行を見合わせるなどの影響が出た。速報を聞いた住民が数分という短時間に安全を確保できたかどうか、自治体による追跡調査が必要になる。

北朝鮮は今年、ミサイルを13回発射し、4回は秋田県沖など日本の排他的経済水域（EEZ）内に落下し、今回は北海道・襟裳岬上空を飛行した。米本土に届く大陸間弾道ミサイル（ICBM）開発を進め、飛距離を伸ばすために今後、日本上空を通過する発射を複数回行う可能性が高い。

日本の上空や周辺海域を実験場にするのは、国際法をまったく無視した暴挙である。国連安全保障理事会はまず強い非難声明を出し、加盟国に制裁決議の履行を求めることが重要だ。

（『東京新聞・社説』2017.8.30）

### ◆メディアは冷静に情報分析を

日本メディアは相次いで「北朝鮮が飛翔体を発射」と速報し、……どの局もミサイル関連の報道で

一色になった。そんな状況に、ビデオニュース・ドットコムの中保哲生代表は「こんな時こそメディアは冷静に情報分析して、過剰な反応を抑えるべきだが、危機をあおる政府に便乗している。これでは問題の本質が見えなくなる」と苦言を呈する。

もちろん、北朝鮮の核兵器や弾道ミサイルの開発は許されない。だが、……今回のミサイル発射で、安倍首相は会見で「わが国に弾道ミサイルを発射」と述べたが、日本への攻撃が目的ではなく、米国へのメッセージにすぎない。Jアラートにしても、政府はミサイルへの破壊措置命令を出していないのだから、日本に着弾する可能性はなく、矛盾している。

これまでに北朝鮮から発射されたミサイルが、日本上空を通過したことは1998年8月以来、4度あった。それ自体も問題だが、首相が語った「（今回は）これまでにない深刻かつ重大な脅威」の根拠は不明。北朝鮮のミサイルによる日本への脅威が大きく変わったとは考えにくい。

それでも、過剰に報道されることに、中保氏は「スキャンダル報道と同じ。本来ならローカルニュースでしかない神戸市議の政務活動費の不正流用疑惑が全国ネットでたまたかされるのは、芸能人との不倫で一度盛り上がったから」と解説。……問題はメディアの影響で「防衛として北朝鮮への先制攻撃を容認」といったレベルにまで、国民感情を悪化させかねないことだ。

北朝鮮情報サイト「デイリー NK ジャパン」の高英起氏は「元凶は北朝鮮の現体制。日本が脅威を感じても仕方ない」とした上で、こう説いた。「北朝鮮の国民も戦争は望まず、好戦的でもない。あくまで現体制が問題で、日本は米中韓と協調して粘り強く交渉するしかない。そのためにもミサイル一発一発に、右往左往すべきではない」

（鈴木伸幸『東京新聞』2017.8.30）

### ●北朝鮮の今年の弾道ミサイル発射実験



月 日	場 所	概 要
2月12日	亀 城	新型中距離ミサイル「北極星 2」発射
3月 6日	東倉里	中距離「スカッド ER」4 発発射、3 発が日本の排他的経済水域（EEZ）に落下
22日	元 山	ミサイル発射、失敗
4月 5日	新 浦	ミサイル発射、失敗
16日	新 浦	ミサイル発射、失敗
29日	北 倉	ミサイル発射、失敗
5月14日	亀 城	中距離「火星 12」発射
21日	北 倉	北極星 2 発射
29日	元 山	ミサイル発射、EEZ に落下
7月 4日	亀 城	大陸間弾道ミサイル「火星 14」発射、EEZ に落下
28日	舞坪里	火星 14 発射、29 日 EEZ に落下
8月26日	旗対嶺	短距離弾道ミサイル 3 発発射
29日	平壤 順安区域	弾道ミサイル発射、日本上空通過

## 7 加計学園の学部新設問題

岡山市の学校法人「加計学園」が、政府の国家戦略特区制度を活用して愛媛県今治市に獣医学部を新設しようと計画し、2017年1月に国に認定された。加計学園の理事長が安倍首相の友人であることから、学部新設の許認可に安倍首相が便宜をはかって行政を歪めたのではないかという疑惑が一部メディアで報道され、野党の政権追及材料となっている。

### ◆加計学園問題をめぐる経過

2007～ 2014年	今治市と愛媛県が、構造改革特区として計15回、獣医学部新設を申請したが却下される
2015年 6月4日	今治市と愛媛県が、国家戦略特区として獣医学部の新設を提案
6月30日	政府が獣医学部新設に必要な4条件(石破4条件)を挙げた「日本再興戦略」を閣議決定
12月15日	今治市が国家戦略特区に指定される
2016年 3月24日	京都府と京都産業大学が国家戦略特区として獣医学部新設を提案
10月28日	内閣府が国家戦略特区・獣医学部新設の原案を文科科学省に示す。原案に対し、文科省は石破4条件を堅持する修正意見を作成
11月9日	国家戦略特区諮問会議で、獣医学部の新設方針を決定。「広域的に獣医学部が存在しない地域に限り」との条件提示。これにより京都産業大学は断念
2017年 1月4日	関係省庁が、新設は1校限りとして告示
1月10日	今治市の獣医学部設置事業者募集に対し、加計学園だけが応募
1月20日	諮問会議で加計学園による今治市の新設計画認定
5月17日	文科省が特区担当の内閣府から「総理の意向」と伝えられたとする文書が出てくる
5月19日	文科省が、「総理の意向」文書は確認できなかったと調査結果を公表
5月25日	前川喜平(前)文部事務次官が記者会見で、文書は「確実に存在した」と証言
5月30日	前川氏が和泉洋人首相補佐官から新設計画を促されたとのコメントを発表。和泉氏は否定
6月15日	文科省が省内に14文書が存在したとの再調査結果を公表
6月16日	内閣府が調査結果を公表。「総理の意向」などの発言は否定
6月20日	萩生田光一官房副長官(当時)の発言をまとめたといわれる文書が見つかったと文科省が公表

### ◆加計学園は2007年から申請を続けてきた

加計学園は2005年の小泉内閣の時に今治選出の民主党県議と加計学園の事務局長が友達だったことから獣医学部新設に動き始めた。これまで15回申請してきたが、その都度文科省に拒まれ続けてきた。

### ◆国家戦略特区制度とは

どんな業界でも新規事業者が参入してくると競争が起こる。そのため既存事業者は何らかの理由をつ

けて新規参入を規制しようとする。一般に既存事業者は業界団体を作り、関係する国会議員に新規参入者を規制するよう陳情し、議員はその関係官庁に圧力をかけて規制を手に入れる。

このような「岩盤規制」に穴を明けようとするのが、2013年に設置された国家戦略特区制度で、新規事業者から規制緩和の申請があると、監督官庁にその規制が必要な理由の説明を求め、正当な理由のないものについては一部の地域で実験的に変えてみようという改革である。

### ◆文科省の岩盤規制

文科省はこれまで獣医学部については告示によって新設の審査をすることを認めてこなかった。このため、1966年以降、50年以上獣医学部の新設が認められておらず、これが大きな既得権益化してきたのである。

2015年6月の閣議決定では、獣医学部新設の条件として、獣医師の需要見通しなど4条件(石破4条件)を挙げている。当時、規制緩和を進めようとした内閣府に対し、文科省が抵抗したわけだが、この閣議決定にある「需要見通し」を文科省は特区ヒアリングの場に出せず、新設審査を行わない根拠も示すことができなかった。

### ◆国家戦略特区の問題点

国家戦略特区とは、特定の事業者、投資家が自らの利益を計るために規制緩和を実現するための手段であるが、その運営は国家戦略特別区域諮問会議という安倍首相が議長を務める会議体(竹中平蔵パソナグループ取締役会長など)と、その下にある国家戦略特区ワーキンググループのメンバーによって行われている。最大の問題は、特区の認可を国会議員ではなく、諮問会議の有識者議員と称する安倍首相が任命した民間人が決めていくことだ。国民にも国会議員にも、諮問会議のメンバーを罷免する権利はない。

安倍首相のお友達民間人が自分の関係企業に利益誘導したり、自分たちが緩和したいと思う規制を緩和する場になっているという疑惑が絶えないほどに構造的に問題があるのだ。

### ●訂正のお知らせ

- ・p.34 - ⑤の解説2行目  
「法令」→「法例」
- ・p.183 - ④の注の2行目  
1/8と80万の→1/8と40万の
- ・p.184 - ①の法定受託事務の仕事の内容  
戸籍・外国人登録→戸籍事務